

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 26日

京都市長 殿

提出者

住 所 京都市伏見区葎島矢倉町13番地

氏 名 新日本理化株式会社 京都工場
京都工場長 内山 陽平

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 075-611-2201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新日本理化株式会社 京都工場
事業場の所在地	京都市伏見区葎島矢倉町13番地
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
② 事業の規模	年間生産量実績 4, 877 t
③ 従業員数	96人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸留設備→（ピッチ等）→ドラム→業者委託（汚泥等） ・反応設備→（洗浄廃水、精製廃液等）→タンク →業者委託（廃酸、廃アルカリ、廃油） ・倉庫、各部署→保管場所→業者委託（廃ガラス、木くず、廃プラスチック等）

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) ・高負荷廃水・溶剤のドラム回収による分別 ・工程水洗水量の削減	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・工程の見直し・改善の継続 ・中負荷廃水の下水道調整放流の検討（継続）	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃プラスチック、廃ガラス等 ・非危険物/危険物毎の置き場区分の徹底、表示の明確化など
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃プラスチック、廃ガラス等 ・非危険物/危険物毎の置き場区分の徹底、表示の明確化の継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	(これまでに実施した取組) —	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	(今後実施する予定の取組) —	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	(これまでに実施した取組) —	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	(今後実施する予定の取組) —	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	別紙集計用シートのとおり t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面により委託契約を締結 ・再資源化率の高い事業者を選定 ・優良認定業者の選定を優先 ・電子マニフェスト処分状況と最終処分場の毎月確認 ・契約書等の整理と許可証有効期限の定期確認	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
		別紙集計用シートのとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託先処理工場の査察等の機会増 ・契約書等の整理と許可証有効期限の定期確認の継続 ・電子マニフェスト処分状況と最終処分場の毎月確認の継続 ・優良認定業者の選定優先を継続		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書の〔集計用シート〕

- ・下表にない種類の産業廃棄物については、「産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
- ・行が不足すれば、適宜追加してください。

産業廃棄物の種類	① 排出量(A)		② 自ら資源再生利用した量(B)		③ 自己資源埋没処分又は海洋投入処分した量(C)		④ 自ら中間処理した量(D)		⑤ そのうち熱回収を行った量(E)		⑥ 自ら中間処理した後の焼却量(F)		⑦ 自ら中間処理により減量した量(G)		⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(H)		⑨ 自ら中間処理した後自己資源埋没処分又は海洋投入処分した量(I)		⑩ 資源性及び自ら自己処理した後の焼却量(J)	⑪ ①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧+⑨+⑩+⑪																⑫ ①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧+⑨+⑩+⑪+⑫	⑬ ①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬	⑭ ①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭		
	① 排出量(A)		② 自ら資源再生利用した量(B)		③ 自己資源埋没処分又は海洋投入処分した量(C)		④ 自ら中間処理した量(D)		⑤ そのうち熱回収を行った量(E)		⑥ 自ら中間処理した後の焼却量(F)		⑦ 自ら中間処理により減量した量(G)		⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(H)		⑨ 自ら中間処理した後自己資源埋没処分又は海洋投入処分した量(I)			⑪ ①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧+⑨+⑩+⑪				⑫ ①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧+⑨+⑩+⑪+⑫																
	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標		前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標									
※下記の内容に該当しない種類の産業廃棄物については、品目名を記載してください。																				⑪	⑫	⑬	⑭																	
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	86	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	80	0	0	59	60	27	20	0	0	0	0	0	0	0	0	86	80	0	0	0	0
廃油	28	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	25	0	0	2	2	2	2	24	21	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0
廃紙	1,531	1,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,531	1,700	0	0	116	130	947	1,100	468	470	0	0	1,148	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	11	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	10	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	1	12	9	2	0	0	0	0	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石綿含有産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃石膏ボード	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
混合廃棄物(安定型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
混合廃棄物(管理型)	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,681	1,839	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,681	1,839	0	0	178	204	986	1,122	504	611	3	2	1,270	1,403	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載可。